

ー インド若手科学頭脳循環プログラム ー

2025 年度 募集要項

国立研究開発法人科学技術振興機構
さくらサイエンスプログラム推進本部
2025 年 6 月

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. プログラムの基本的枠組み | 2 |
| 1.1 目的 | 2 |
| 1.2 対象とする国..... | 3 |
| 1.3 対象とする分野..... | 3 |
| 1.4 招へい者の要件..... | 3 |
| 1.5 応募者および実施機関の要件..... | 4 |
| 1.6 対象としない提案内容..... | 5 |
| 2. 実施計画の立案 | 5 |
| 2.1 本プログラムの支援内容..... | 5 |
| 2.2 実施内容..... | 6 |
| 2.3 実施機関の体制..... | 6 |
| 2.4 インド側研究機関の体制..... | 6 |
| 2.5 実施時期..... | 7 |
| 2.6 経費..... | 7 |
| 3. 申請..... | 7 |
| 3.1 受付期間..... | 7 |
| 3.2 複数申請等について..... | 7 |
| 3.3 申請手順..... | 7 |
| 4. 選考 | 8 |
| 4.1 選考体制..... | 8 |
| 4.2 選考方針..... | 8 |
| 4.3 選考の観点..... | 8 |
| 5. 実施計画の遂行、報告等..... | 9 |
| 5.1 採否結果の通知・協議..... | 9 |
| 5.2 実施協定書の締結..... | 9 |
| 5.3 経費の納入..... | 9 |
| 5.4 日本側実施主担当者の責務..... | 10 |
| 5.5 実施機関の責務..... | 10 |
| 5.6 民間企業でのインターンシップ..... | 11 |
| 5.7 追跡調査..... | 11 |
| 6. 関連手続き・留意事項 | 11 |
| 6.1 安全管理上の責務..... | 11 |
| 6.2 同窓会への加入..... | 12 |
| 6.3 機関情報、個人情報等の取扱い..... | 12 |
| 6.4 法令、実施協定等の遵守..... | 12 |
| 6.5 生命倫理の遵守..... | 12 |
| 6.6 その他..... | 13 |
| 7. 問い合わせ等..... | 13 |
| 別添 JST 支援金の対象となる経費..... | 14 |

用語について：本要項における用語の定義は以下の通りです。

(全般)

| | |
|----------|--|
| 実施計画 | 申請書により本プログラムに申請する実施内容。採択後は実施協定書および JST が承認した計画書に基づき実施する共同研究の内容。 |
| 交流機関 | 以下の実施機関、インド側研究機関の総称。 |
| 実施機関 | 大学、研究開発法人等国内に研究開発拠点を有し日本の法律に基づく法人格を有している機関であり、インド側の研究機関と共同研究を実施している、または実施を予定している機関（申請機関）。インドからの招へい者を受け入れる機関。 |
| インド側研究機関 | 実施機関と協力して共同研究を実施するインド側の研究機関であり、招へい者を送り出す機関。 |
| 招へい期間 | 実施計画に基づき、招へい者が原則として日本に滞在し、研究を実施する期間。 |
| 実施協定書 | 採択後、実施計画の遂行に関して実施機関と JST との約定を定めるもの。 |

(招へい者)

| | |
|------|---|
| 招へい者 | 「1.4 招へい者の要件」(P3) を満たす者であって、実施計画の目的において JST 支援金によりインドより日本に招へいする者。 |
|------|---|

(実施機関関係者)

| | |
|----------------|---|
| 日本側実施主担当者（応募者） | 実施機関に所属する者で、応募者として実施計画を企画・申請し、採択後は招へい者の受入れや日本側共同指導の実施や報告を中心的に行う者。 |
| 連絡担当者 | 実施機関に所属する者で、実施計画の内容および実施状況を把握し、実施主担当者が連絡を取れない場合等に、JST との連絡調整を行う担当者。 |
| 事務担当者 | 実施機関に所属する者で、実施協定締結事務、経理事務等を行う担当者。 |
| 実施責任者 | 実施機関の代表責任者。実施協定書の契約権限者、調印者。 |

(インド側研究機関関係者)

| | |
|------------|--|
| インド側実施主担当者 | インド側研究機関に所属する者で、招へい者の指導教員。インド側研究機関の担当者として、日本側実施主担当者に協力し、実施計画を企画し、インド側共同指導を担当する者。 |
|------------|--|

(経費)

| | |
|---------|---|
| JST 支援金 | 実施計画遂行のために必要な費用として JST が支援する経費。直接経費および一般管理費を含みます。（詳細「別添 JST 支援金の対象となる経費」、P14 参照）。 |
|---------|---|

1. プログラムの基本的枠組み

1.1 目的

近年、研究力が急激に成長し、科学論文の量・質ともに日本を上回り、優秀な若手人材の宝庫であるインドとの理工系分野の連携強化の必要性は急速に高まっています。一方、世界各国によるインドの理工系人材の獲得競争が激化する中、日印間の人材交流・協力は十分とは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、インドとの研究交流を強化するためには、その基礎となる親日派・知日派の育成から大学生レベルの交流、さらには大学院博士課程やポスドク研究者までを含めた若手研究人材の招へいなど、多層的な取組を通じて総合的に強化していく必要があります。

「インド若手科学頭脳循環プログラム」(以下、「本プログラム」という。)は、日本の大学、研究開発法人等公的研究機関が実施している、または実施を予定しているインドの研究機関との共同研究に基づきインドの優秀な若手研究人材を日本に招へいして研究活動を遂行し、日本の科学技術力の維持・向上を目指すプログラムです。

具体的には、「1.3 対象とする分野」(P3)を主な対象分野として、日本の大学等と共同研究を実施する、あるいは実施を予定しているインドの大学等のラボに在籍する大学院生・ポスドクターに対して、両国研究者による共同指導を実施するため、日本での研究滞在にかかる経費を支援し、招へい者においては、日印の共同研究に参画することで共著論文作成等を目指した研究活動等を踏まえたインドの大学等での学位取得を目指していただくとともに、将来的な日本でのキャリア形成・日本での定着を目指すものです。また、日本側研究機関においては、グローバルな「知」の交流促進、国際頭脳循環人材の育成等を目指すとともに、日印の共同研究を通じて、我が国の研究力、イノベーション力の強化を目指すものです。

※応募にあたっては、本募集要項および募集要項別紙（応募にあたっての注意事項）をご参照ください。

1.2 対象とする国

インドを対象とします。

1.3 対象とする分野

本プログラムにおいては、科学技術の最先端分野における「国際的な研究コミュニティへの持続的な参画および連携の基盤構築」に資する国際頭脳循環の促進を目指します。その観点から、以下の分野①～⑦の7分野を主たる対象とします。

分野① AI・情報 (AI and Information)

例：「人間理解・尊重」、「多様性」、「持続可能」の理念のもと、Society 5.0 の実現に向けた AI・情報研究

分野② バイオ (Biotechnology)

例：バイオエコノミー・持続可能な農業の推進、環境負荷の低減等に係るバイオテクノロジー研究

分野③ エネルギー (Energy)

例：カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー研究

分野④ マテリアル (Materials)

例：カーボンニュートラルや循環経済等に資するマテリアル研究

分野⑤ 量子 (Quantum)

例：生産性革命の実現や国および国民の安全・安心の確保に貢献する量子コンピュータや量子技術に係る研究や革新的な機能を有する量子物質の研究

分野⑥ 半導体 (Semiconductors)

例：半導体産業基盤の強靱化に係る研究

分野⑦ 通信 (Telecommunications)

例：デジタル社会に対応した次世代インフラの整備に資する情報通信技術の研究

その他、日印間の国際協働における重要な基盤として認められる分野や、今後日印間で協働して研究を推進することが科学技術力の維持・発展の鍵となる分野の提案も可能とします。

1.4 招へい者の要件

招へい者は、採択時点で以下の要件を満たしていることが必要です。

(1) 所属・年齢

インドの大学等の研究機関において、大学院生（博士課程等）又はポストドクターとして在籍している原則 40 歳以下の者。

※ 招へい者が初来日者である必要はありません。また、別途募集を行っている「さくらサイエンスプログラム (A/B/C/D コース)」との重複申請も可能ですが、さくらサイエンスプログラムと本プログラムで、同一の招へい者について招へい期間を重複

して招へいする申請書は認められません。

- ※ 本プログラムは、複数回に亘る連続申請を可能とします。その場合、次年度以降の申請において、過年度の招へい者を再度参加させることも可能とします。
- ※ 渡日時および招へい期間において、現役軍人又は軍属の資格の者は対象外です。
- ※ 招へい者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、キャリア継続をはかることができることを目的とし、産前・産後の休暇、育児休業、介護休業の期間を除くと上記年齢基準内になる者であることを要件とします（例えば、1年間の育休取得者の場合には、41歳が年齢基準となります）。
- ※ 本プログラムでは、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト*」に掲載されている組織等は対象外とします。また、外国ユーザーリストに掲載されていない機関に関しても、安全保障貿易管理の観点から、JST から実施機関に対して実施計画の詳細に関する聞き取りや確認書類の提出、経済産業省への相談等を求めることがあります。依頼させていただく確認書類等を JST が受領するまでは審査の対象となりません。加えて、採択後に安全保障上の注意喚起や状況確認、実施協定に基づく対応を依頼することがあります。

* 外国ユーザーリスト：

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

(2) 日本での研究活動および滞在期間

訪日して、日本の大学、公的研究機関で研究活動を実施できる者。また、滞在期間は、実施契約（実施協定書）の締結後、初回の招へい開始日以降から、最長で12ヶ月間とします。なお、招へい開始日は、原則、本年度内とします。

- ※ 本事業における滞在可能期限は翌年度末までとします。期間内であれば、複数回招へいすることも可能ですが、滞在期間の合算で最長12ヶ月とします。その場合においても、1回当たりの招へい期間は日本での研究活動に支障のない期間とし、原則、90日以上となるよう研究計画を立案ください（ただし、実際の招へいに際しては、査証・航空券の手配等により、数日程度の増減を許容します）。
- ※ すでに日本に滞在している場合も対象とします。
- ※ オンラインなど招へい者が日本に滞在していない期間は支給対象外とします。
- ※ 招へい者は、滞在期間中、滞在費支援に関わる他のフェロローシップを受けることはできません。招へい者が他のフェロローシップに同時に採用された場合には、いずれか一つを選択し、辞退等必要な手続を取ってください。

1.5 応募者および実施機関の要件

(1) 応募者（日本側実施主担当者）の要件

- a. 応募者自らが、日本国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ること。
 - ※ 応募者の国籍は問いません。

- ※ 申請時点で、インド側研究機関と共同研究をすでに行っている必要はありません。
 - ※ インドの大学等同一の研究機関、または複数の研究機関から、複数名の招へい者を受け入れる提案も可能です。ただし、研究活動の内容を鑑み、招へい者 1 人当たり、申請書 1 件とします（1 人の応募者が複数の提案を申請することは可能です）。
- b. 招へい期間を通じ、招へい者の責任者として日印における当該共同研究の責務を負うことができる研究者であること。
- c. 応募にあたって、以下の点を誓約できること。
- ・ 実施計画が採択された場合、研究参加者（日本側実施主担当者、招へい者など）は、研究活動の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)ならびに JST 支援金の不正使用を行わないこと。
 - ・ 申請書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。
- ※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 実施機関の要件

大学、研究開発法人等国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格を有している機関であり、インド側研究機関と共同研究を実施している、または実施を予定している機関。

※ 所属先のない個人、またはインド側研究機関等からの申請は受け付けません。

1.6 対象としない提案内容

本プログラムの目的・趣旨に鑑み、以下に示すような提案は対象となりません。

- (1) 科学技術交流を目的としないもの（語学研修等）。
- (2) 営利を目的とするもの。

2. 実施計画の立案

実施計画は、「1.1 目的」(P2) および以下の内容を踏まえて立案してください。

2.1 本プログラムの支援内容

(1) 採択予定の招へい者数

270 名程度を予定

(2) 実施機関に対する支援金

JST は、招へい者 1 名あたりに対して、最長 12 ヶ月間、滞在費 200,000 円/月に加えて滞在に必要な 1 ヶ月あたりの海外旅行傷害保険の加入経費（月額基準額）を滞在にかかる経費として支援します。それに加え、必要に応じ機関が納付する消費税相当額、および一般管

理費を実施機関に対する支援金といたします。

- ※ 滞在にかかる経費は、招へい者が滞在に必要な海外旅行傷害保険など日常生活に必要な経費となり、渡航費・研究費への流用は認められません。
- ※ JST が支援する滞在にかかる経費に加え、大学の独自資金等によりそれを超える招へい者への支給を妨げるものではありません。また、滞在費の趣旨・内容に逸脱しない範囲で、例えば公共施設やホテル等の民間施設と実施機関が契約して機関が代行して支出する場合等は、合理的な算出根拠をもって月額基準相当の支援となっていることを説明してください。
- ※ 共同研究の効果的な実施のための訪日など、研究活動の遂行上必要な場合は、インド側実施主担当者の招へいも可能です。その場合、実施機関に対して招へい者への支援とは別に、滞在費月額 413,000 円（基準額）に加え、必要に応じ機関が納付する消費税相当額、および一般管理費を実施機関に対する支援金として加算いたします。ただし、インド側実施主担当者への支援は最長 1 ヶ月とします。また、招へい者と同様に、大学の独自資金等により基準額を超えて、機関の規定によって支払うことを妨げるものではありません。また、滞在費の趣旨・内容に逸脱しない範囲でその一部を機関が代行して支出する場合は、合理的な算出根拠をもって月額基準相当の支援となっていることを説明してください。さらに、招へい者への支援金とインド側実施主担当者への支援金の間で費用の流用は認められません。招へい者と同様にインド側実施主担当者も、滞在期間中、滞在費支援に関わる他のフェロウシップを受けることはできません。
- ※ 実際の JST 支援金額は、採択後に作成する実施計画の精査・承認により決定します。

2.2 実施内容

実施機関および応募者は、本プログラムの目的・趣旨および本要項に記載の各種要件に基づき、**インド側研究機関、インド側実施主担当者、招へい者と協議の上**、申請書を作成してください。

2.3 実施機関の体制

- (1) 実施機関の日本側実施主担当者は、当該実施計画の代表者としての責務を果たし、全期間において実施計画に従事できることが要件です。
- (2) 実施機関は、実施計画を円滑に遂行する体制とともに、招へい者に病気や事故が発生した場合における責任者、機関内・関係機関、インド側研究機関、JST 等への連絡体制・対応方法をあらかじめ明確にし、実際に招へい者に病気や事故が発生した場合は、責任をもって万全に対応することが求められます。

2.4 インド側研究機関の体制

インド側研究機関は、インド側実施主担当者を中心として、実施機関と連携し、実施計画を円滑に実施する共同研究体制が構築されていることが望まれます。さらに、訪日期間中に招へい者に病気や事故が発生した場合において対応する責任者、実施機関等からの連絡体制・対応方法をあらかじめ明確にし、実際に招へい者に病気や事故が発生した場合は、責任をもって万全に対応することが求められます。

2.5 実施時期

採択決定後、実施機関と JST との支援条件等の協議に時間を要する場合があります。また、訪日のための在留資格・査証の取得にも時間を要する場合がありますので、十分な研究期間を確保することにご留意ください。

2.6 経費

経費は、「別添 JST 支援金の対象となる経費」(P14) に記載の条件に基づき、適切に計上してください。実際の JST 支援金額は、採択後に作成する実施計画の精査・承認により決定します。

3.申請

3.1 受付期間

2025 年度の申請については、下表のスケジュールに基づき公募・審査を行った上で、採否結果を通知します。申請する実施計画の初回招へいの開始日は、下表の実施時期に記載した期間内としてください。

なお、下表のスケジュール等は今後見直す可能性があります。スケジュール等を変更する場合にはホームページでお知らせいたしますので、適時ホームページをご確認ください。

| 年度 | 受付開始 | 締切 | 結果通知 | 実施時期 |
|---------|---------|----------------|-------|-----------------------------------|
| 2025 年度 | 6月5日(木) | 8月29日(金) 正午 | 11月下旬 | 2026年1月上旬以降の契約締結日から 2026年度末日まで |

3.2 複数申請等について

- (1) 同一の日本側実施主担当者が複数名の招へい者を受け入れる提案も可能です。その場合は、招へい予定者毎に申請書を作成し、それぞれ提出してください。なお、別途募集を行っている「さくらサイエンスプログラム (A/B/C/D コース)」との重複申請も可能ですが、さくらサイエンスプログラムと本プログラムで、同一の招へい者について招へい期間を重複して招へいする実施計画は認められません。
- (2) 過年度に採択された実施計画について、同一の実施主担当者が、同一のインド側研究機関との実施計画を本年度に継続して申請（連続申請）し、過年度の招へい者を再度参加させることを可能とします。ただし、採択された過年度の実施計画と日程の重なる実施計画で連続申請することはできません。

3.3 申請手順

(1) 申請書類の様式

申請書様式を使用し申請書類を作成してください。申請書様式等、申請に必要な資料は応募情報ウェブページからダウンロードしてください。

応募情報ウェブページ：<https://www.jst.go.jp/program/india/call/>

申請書様式に含まれる「日本側実施機関の長による確認書」は、研究実施にあたり安全保障貿易管理上の取組、生物遺伝資源等に関する規制への対応、個人情報取扱、生命倫理・安全対策などについて想定されるリスクの評価と法令上必要な手続きを実施することを確認するための書類となります。機関の長の押印が必要となり、大学の場合は総長等であり、学部長や学科長ではありませんのでご注意ください。なお、公印は省略可です。各機関において定められた手続きにそって省略してください。省略する場合は、該当の書式の右上に機関における文書番号を記載願います。

(2) 申請書類の提出

申請は実施機関が行ってください。申請は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行ってください。

府省共通研究開発管理システム (<https://www.e-rad.go.jp/index.html>)

公募名：「2025 年度インド若手科学頭脳循環プログラム」

英語名称：India-Japan Circulation of Talented Youths in Science Programme
FY2025

締切：2025 年（令和 7 年）8 月 29 日（金）正午

※e-Rad への登録には時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。締切りまでに申請がなされなかった場合、および申請書に不備があった場合は審査の対象になりません。

※申請書には招へい者を受け入れる実施機関による支援体制等を記載する項目がありますので、必ず申請書提出前に担当部局との調整を行ってください。

4. 選考

4.1 選考体制

各分野の外部有識者で構成される選考委員会において選考を行い、その結果を踏まえて採択する実施計画を JST が決定します。

4.2 選考方針

選考は書類審査により行い、「4.3 選考の観点」（P8）に従い、申請された実施計画が本プログラムの枠組みに合致しているか、対象外の内容でないかなどを申請書全体から総合的に判断します。

4.3 選考の観点

選考は、主に以下の観点に基づき総合的に実施します。

(1) 日印共同研究の内容

- ・ 提案された研究活動は、関連する研究分野・領域において、独創的であるか
- ・ 日本側実施主担当者は招へい者を共同指導する上で、十分な指導能力・経験、研究環境、研究資源（資金、人的・物的資源等）を備えているか
- ・ 日本側実施主担当者、インド側実施主担当者の経歴（学歴、職歴、実績等）は提案された

共同研究の遂行に十分な資質を備えているか

(2) 優秀な学生等の招へい

- ・ 招へい者の、日本国内での研究計画は具体的で適切か
- ・ 招へい者の経歴（学歴、職歴、実績等）は研究活動の遂行に十分な資質を備えているか
- ・ 招へい者は、来日して研究実施を行う適応力、意欲があるか

(3) 実施機関による研究側面支援

- ・ 招へい者に対する実施機関による適切な身分の付与、機関内施設の便宜等、テクニカルサポートは十分か
- ・ 研究活動を適切に行うための健康管理等の実施機関によるサポート体制は十分か
- ・ 招へい者に対する日本でのキャリア形成・日本への定着に向けた実施機関によるキャリア支援（インターンシップ実施に向けたサポート体制、語学サポート、コミュニケーション支援等）は十分か

(4) その他

- ・ 安全保障貿易管理に適切に対応しているか

5. 実施計画の遂行、報告等

以下に、実施計画の遂行に際して必要となる手続き等について案内します。実施協定書、事務処理要領、報告書、各種手続き書類の様式は、本公募の結果通知日（11月下旬予定）までに HP (<https://www.jst.go.jp/program/india/>) に掲載します。

5.1 採否結果の通知・協議

採否結果については、申請書を提出した全ての申請者等に対して通知します。ただし採択の場合でも、本プログラムの目的や趣旨に照らした実施計画の見直しなどの条件を付した採択とする場合がありますので、あらかじめご了解ください。

5.2 実施協定書の締結

実施機関は、原則として JST が提示する内容で実施協定書を締結しなければなりません。また、実施協定書、事務処理要領、実施計画書に従って適正に実施する義務があります。実施協定書が締結できない場合、もしくは締結後であっても、実施計画が適正に実施されないと判断された場合には、実施は認められません。

採択決定後、実施のための情報の追加・修正や条件等の協議を経て、実施機関が実施計画書を作成し、JST の承認を経て、実施機関と JST との間で実施協定書を締結します。

5.3 経費の納入

審査の段階で実施計画を遂行するために必要と認められた金額について、原則、事前の「概算払い」（終了後に精算、戻入）で実施機関に納入します。

5.4 日本側実施主担当者の責務

- (1) 年度毎の進捗報告 日本側実施主担当者は、JST の提示する書式に従い、年度毎に速やかに研究の進捗状況報告をする必要があります。また、JST と実施協定書を締結した実施機関は、支援金の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出するものとします。また、JST より各種情報提供をお願いすることがあります。
- (2) 終了報告 日本側実施主担当者は、契約期間終了後速やかに、期間内に実施した共同研究の終了報告書を JST に提出する必要があります。書式、提出期限などについては、適切な時期に、JST より日本側実施主担当者に連絡します。
- (3) 活動内容のレポートをホームページ等に掲載することがありますので、作成にご協力をお願いする場合があります（様式未定）。写真、名前等の個人情報が含まれる場合には、掲載許諾を必ず関係者に得た上で、その旨を JST にご連絡ください。また、マスコミ等からの取材を受けた場合は速やかにお知らせください。

5.5 実施機関の責務

- ・ 本プログラムの目的、本要項、事務処理要領および実施計画書に沿って、研究を円滑かつ安全に実施できる体制を確保してください。
- ・ 実施機関は JST の定める実施契約（実施協定書）を締結し、適正に JST 支援金を管理・執行する必要があります。
- ・ 実施機関は、実施報告、「5.7 追跡調査」(P11) 等に対応する必要があります。
- ・ 実施機関は、JST 支援金執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理要領等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。
- ・ 実施機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生など実施機関の職務発明規定が適用されない方が研究参加者となる場合は、当該学生などが発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生などが行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生などと契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生などに不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- ・ 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- ・ 実施機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、JST 支援金の支払い方法の変更や JST 支援金の縮減等の措置に従う必要があります。
また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、実施協定書の事項に従って、契約期間中の契約解除や JST 支援金縮減の措置を行うことがあります。また、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。実施機関は、これらの措置に従う必要があります。
- ・ 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該実施機関が実施協定書を締結

するに当たっては、実施機関の責任において契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、実施契約の解除、JST 支援金の返還等の措置を講じる場合があります。）

- ・ 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との実施契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- ・ JST 支援金の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。
- ・ 実施機関は、国・場所に関わらず、実施において事故・トラブル等が発生し、招へい者を含む第三者に損害が生じたときは遅滞なく JST にその旨を報告してください。

5.6 民間企業でのインターンシップ

本事業は、我が国の研究力、イノベーション力の強化のみならず、招へい者の将来の日本への定着も目的としていることから、招へい者の日本でのキャリア形成を促進するため、招へい者の研究計画に関わる研究インターンシップ等の民間企業でのインターンシップ実施を推奨します。

※なお、公募締め切り後、経済産業省から、民間企業でのインターンシップに関する実施機会の提供についてのご案内、それに先立ちインターンシップに対する希望アンケートの実施等を予定しています。

※在留資格を変更することなく有償の研究インターンシップ等を実施する場合は、招へい者自身が、別途、当該在留資格に係る資格外活動の包括許可の手続きを行うことが必要となります。申請などの手続きについては、必要に応じて、招へい実施機関等のサポートも期待いたします。また、招へい者個人のおかれた状況によって、在留資格の切り替えで行う場合にも、必要に応じて、招へい実施機関等とも十分に相談の上実施してください。

※民間企業でのインターンシップに関しては、受け入れ企業の条件等マッチングの成否によって実施の有無は左右されます。そのため、提案時点での評価の対象とはなりません。

5.7 追跡調査

実施機関は実施計画の完了後、毎年度 1 回程度、本実施計画完了後の効果に関して追跡調査に対応していただきます。特に本プログラム終了後 5 年間は、招へい者のその後のキャリアや、招へい者やインド側実施主担当者との共同研究を含む交流状況等について、実施機関が把握し、JST からの追跡調査の際にご回答いただきます。

6. 関連手続き・留意事項

6.1 安全管理上の責務

(1) 渡航する招へい者の安全管理について

実施機関は招へい者の安全対策措置を徹底してください。負傷時に備え、緊急移送サービスを含む海外旅行傷害保険への加入も徹底するとともに、予防接種の支援や緊急連絡体制の構築等の安全管理に配慮してください。

(2) 渡航・滞在の際の手続きについて

海外渡航・滞在に伴う査証（ビザ）の要否・種類の確認や手続き、招へい者に対する各種条件の確認やそれに伴う手続きは、実施機関が責任（安全配慮義務を含む）を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行ってください。

なお、日本で3ヶ月を超えて滞在する場合、各種行政手続き（在留カード、国民健康保険・国民年金への加入等）が必要となりますので、下記ガイドブック等を参考に適切に対応してください。

出入国在留管理庁 生活・就労ガイドブック：https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

6.2 同窓会への加入

本プログラムの招へい者は、本プログラム終了時に同窓会組織のメンバーとして認定されます（上記の該当者にはメンバーIDを発行します。）。

メンバーが継続的に日本とインドとの架け橋となり、活躍していただくために役立つ情報をウェブサイト上で提供し、同窓会情報もご案内します。加えて、日本でのキャリア形成・活躍等のためのフォローアップを JST として検討しています。より良い活動とするためのアンケート等にも協力いただきます。併せて招へい者にお知らせください。

6.3 機関情報、個人情報等の取扱い

JSTでは申請書に記載されている交流機関に係る情報（担当者氏名、連絡先含む）は、本プログラムの協力機関として、JSTが保有するデータベースに登録し、追跡調査や本プログラムに係る情報配信（公募案内やイベント案内等）、同窓会の活動に限定して利用します。

実施機関においては、招へい者やインド側実施主担当者の個人情報について、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理してください。

6.4 法令、実施協定等の遵守

実施機関が実施計画を遂行するにあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行してください。また、いずれの場所で実施する場合においても、実施計画が安全に遂行されるよう、実施機関の規程等に則って、安全・衛生管理を行ってください。

6.5 生命倫理の遵守

実施計画が以下の内容を含む場合は、いずれの場所で実施する場合においても、実施機関が遂行する研究と同等の活動とみなし、実施機関の生命倫理の遵守に関する規則に則って活動してください。

- (i) 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取り扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合（ヒト遺伝子等に関わる実験等）
- (ii) 動物愛護に関わる内容が含まれる場合（哺乳類、鳥類および爬虫類等の動物実験等）
- (iii) その他、通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合（遺伝子組み換え生物等の使用・作成等）

<留意事項>

動物実験に関する国際的な規則等にも留意するよう努めてください。

6.6 その他

- ・ 応募内容は、実施主担当者（応募者）の利益の維持、「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・ 採択された個々の課題に関する情報（採択機関名、課題名等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。また、本プログラムの推進とともに、JST が推進する各種事業情報の案内にも使用場合があります。
- ・ 本プログラムにおいて、経費を他の用途に使用したり、JST から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本プログラムの趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該実施計画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、経費の不正な使用等を行った実施主担当者等（共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む）に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。
- ・ 実施機関は、本プログラムにおける実施計画の遂行にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に準じた適切な研究活動の実施、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定・令和 3 年 2 月 1 日改正）に準じた適切な経費執行が求められます。
- ・ 招へい者は、招へい期間中、他のフェローシップおよびその名称ないし形態を問わず、原則、労務又は業務に対する対価（以下、「対価等」という。）を得てはなりません。

7. 問い合わせ等

お問い合わせは原則としてメールでお願いいたします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
さくらサイエンスプログラム推進本部 企画運営室 公募グループ
インド若手科学頭脳循環プログラム公募受付担当
e-mail : jst-india@jst.go.jp

別添 JST 支援金の対象となる経費

1. 概要

- ① JST 支援金は、実施計画の遂行に直接必要な経費（滞在費・その他）および一般管理費であり、本プログラムにおいては招へい者およびインド側実施主担当者の本プログラム参加のための日本での滞在に関連する費用とし、具体的には以下のものが対象となります。渡航費や研究に関わる費用は JST 支援金の対象となりません。

I. 滞在費：招へい者およびインド側実施主担当者が日本国内において、実施計画に従事するための日常生活に必要な経費

II. その他：消費税相当額

上記の直接経費の 3% を上限として一般管理費を計上することができます。

上記の滞在費として、JST 支援金として、招へい者一人あたり滞在費 200,000 円/月に加えて滞在に必要な 1 ヶ月あたりの海外旅行傷害保険の加入経費（消費税相当額、一般管理費を除く）を月額基準額として計上してください。研究活動の遂行上必要な場合は、インド側実施主担当者の招へいも可能です。招へい者への支援とは別に、最長 1 ヶ月、滞在費月額 413,000 円（基準額）として計上してください。実際の JST 支援金額は、採択後に作成する実施計画の精査・承認により決定します。

2. 留意事項

- ① 本要項に記載の条件および実施機関の規程に基づき、適切に計上し、管理、支出してください。プログラムの実施や招へい者の滞在に当たっては各種税法および関連通達等を遵守してください。
- ② 本要項の条件と実施機関の規程の条件が異なる場合には、原則として本要項の条件を優先してください。
- ③ JST 支援金の対象は、招へい者の日本国内滞りに関連する費用、実施機関側で使用する費用です。インド側研究機関で使用する費用は対象となりません。
- ④ JST 支援金への計上は、契約締結日から実施計画終了日後 61 日以内、または中止日・解除日のいずれか早い日までに支払いが完了したものに限られます。
- ⑤ 申請に係る費用を計上することはできません。また、**実施協定書において定める発効日より前に発生した費用は、JST 支援金の対象外となります**ので、ご注意ください。
- ⑥ 採択後、申請時の申請書「経費計画」で表示された JST 支援金合計金額（数量や単価変更が採択時の留意事項とされている場合は、変更反映後の金額）を上回って支援することはできません。また、申請時の合計金額以下であっても、申請時に計上のない費目を計上する場合は、改めて内容・趣旨を確認の上、JST が可否を判断しますので、計上漏れや計算間違いがないかを提出前に必ずご確認ください。
- ⑦ 実施協定は消費税法上の「役務の提供」に該当するため課税取引です。したがって JST から実施機関にお支払いする JST 支援金には消費税および地方消費税（以下「消費税」という。）が含まれており、その消費税は JST 支援金の総額の 110 分の 10 を乗じた額となります。実施機関は JST から受け入れた消費税について適切な税務処理を行ってください。また税務

調査があれば、機関としての対応が求められます。

3. 直接経費の詳細

I. 滞在費

- ① 招へい者およびインド側実施主担当者が日本で共同研究に従事するための日本での日常生活に必要な費用に充てる経費です。日本での住居費（電気・ガス等含む）、食費、海外旅行傷害保険等になります。支給は、原則として月度単位までとしてください。なお、滞在が1ヶ月に満たない月が発生する場合の算出にあたっては、採択後、事務処理要領等において案内いたします。
- ② 住居費について、公共施設やホテル等の民間施設と実施機関が契約し、支払いいただくことも認めます。ただし、敷金・保証金はJST支援金の対象外です。
- ③ 本プログラムは、期間内であれば、複数回招へいすることも可能です。一時出国が必要となった場合の滞在費等の取扱いに関しては、厳格な対応をお願いします。

II. その他

- ① 消費税相当額（IV.参照）

III. 一般管理費

- ① 当該実施計画を実施するために実施機関で必要となる管理経費として以下のような費用が対象です。使途は実施機関の規程に基づき、適切に処理してください。
 - ・他の業務と共用の物品や役務
 - ・管理部門における通信・運搬費、郵送料、事務代行手数料等・立替手数料、また、通常の企業会計における一般管理費に該当するもの

IV. 不課税取引等に係る消費税相当額

JST支援金について、課税取引だけでなく、不課税取引等に支出する場合、JSTから受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より納付することになります。

不課税取引等となる対象費目が含まれる場合には、各機関の取扱いを確認の上、不課税取引等に係る消費税相当額を直接経費に計上することができます。直接経費として計上しない場合、不課税取引等に係る消費税相当額は実施機関の自己負担となります。実施機関が免税事業者の場合は、消費税相当額は計上することはできません。

なお、令和5年10月より施行した「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）の開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんので、その場合に、当該の消費税相当額を計上いただくことは可能です。ただし、経過措置※の適用により控除される金額は除きます。また、免税事業者等である個人への謝金のうち消費税課税対象取引であるが経過措置適用対象の請求書が発行されない場合についても消費税相当額の計上は可能です。

※適格請求書等保存方式開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、

免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。(令和5年10月1日時点)

(適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れにかかる消費税相当額計算例)

免税事業者等との取引額 110,000 円 (消費税率 10%、経過措置により 80%控除される場合)

消費税相当額 $110,000 \times 10/110 \times 0.2 \times 110/100 = 2,200$ 円

- ① 取引額のうち消費税額 $110,000 \text{ 円} \times 10/110 = 10,000$ 円
- ② 上記のうち経過措置が適用されない金額 $10,000 \times 0.2 = 2,000$ 円
- ③ 受け取った JST 支援金は総額が課税対象であるため②で算出した額に消費税額を追加計上 $2,000 \times 110/100 = 2,200$ 円